

令和6年度神戸市における部活動の地域移行に向けた戦略的広報業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和6年度神戸市における部活動の地域移行に向けた戦略的広報業務

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

本業務は、神戸市立中学校における部活動の地域移行に向けて、①活動団体が応募する動機となる広報、②保護者・児童生徒を対象とした「KOBE◆KATSU（コベカツ）」の理解を深める広報、③企業の共感を得て「KOBE◆KATSU（コベカツ）」に対する支援の動機につながる広報など、本市が今後の施策を推進するうえで必要となる戦略的広報の企画、プロジェクトの運営、効果的な広報ツールの制作を目的とする。

（2）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（3）事業規模（契約上限額）

金6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

（4）契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

（5）費用分担

別紙「仕様書」のとおり

（6）市側から提供する資料、貸与品等

別紙「仕様書」のとおり

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

（3）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（4）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。）でないこと。
- (3) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納していないこと
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- (7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (8) 複数の事業者等により構成される共同企業体を構成する場合は、構成員全てが上記(1)～(7)に掲げる要件を全て満たしていること。

※共同企業体での応募の場合は、以下の内容を遵守すること。

- ① 共同企業体の中から代表者を決定し、その意思決定を代表すること。
- ② 代表者は、企画提案参加申込書兼質問書（様式1）、企画提案書・事業見積書（様式5）に基づく業務の総括、代表者以外の構成員間の調整、神戸市との調整の窓口を行い、構成員は役割分担をすること。
- ③ 共同企業体の代表者及び構成員は、他の共同企業体の代表者及び構成員になることができない。
- ④ 企画提案書・事業見積書（様式5）については代表者のみ提出することとし、「共同企業体結成届出書（様式3）」の提出もすること。誓約書（様式2）については、代表者及び構成員共に各社押印の上、提出すること。

5 スケジュール

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年7月23日（火） |
| (2) 企画提案参加申込書兼質問書の提出期限 | 令和6年8月7日（水）17時00分まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年8月9日（金）（予定） |
| (4) 企画提案書・事業見積書の提出期限 | 令和6年9月3日（火）17時00分まで |
| (5) 選定結果通知 | 令和6年9月10日（火）（予定） |
| (6) 契約締結・事業開始 | 令和6年9月中旬（予定） |
| (7) 事業完了 | 令和7年2月28日（金） |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 企画提案参加申込書兼質問書の提出
 - ① 受付期間 令和6年7月23日（火）から令和6年8月7日（水）17時00分まで
 - ② 提出書類
 - ・ 企画提案参加申込書兼質問書（様式1）
 - ・ 会社概要・団体概要（任意様式）
 - ・ 誓約書（様式2）
 - ・ 事業経歴書（任意様式）

- ・本業務の類似業務を受託又は自ら実施した実績を示す資料（実績がある場合のみ）
- ・共同企業体結成届出書（共同企業体で提案する場合のみ）（様式3）
- ・委託業務推進体制図（共同企業体で提案する場合のみ）（様式4）

※ 神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、提出書類に加え以下の資料を提出する。

- ・法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）
（提出日から起算して3か月以内に発行された正本）
- ・納税証明書その3の3（法人税と消費税及地方消費税）（直近1年分）

- ③ 提出方法 上記②提出書類を、本要領「9. 提出先、問い合わせ先」まで、Eメールにより提出すること。
- ④ 質問回答 令和6年8月9日ごろに企画提案参加申込書兼質問書に記載のメールアドレス宛てに送付する。回答内容は本要領及び業務仕様書を補足する効力を持つものとする。

（2）企画提案書・事業見積書の提出

- ① 受付期間 令和6年8月27日（火）から令和6年9月3日（火）17時00分まで（必着）

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
なお、持参する場合は事前に電話連絡をすること。

② 提出書類

- ・企画提案書・事業見積書（様式5）
A4版とし、10ページ以内とする。
企画提案書の必須記載事項は、以下のとおりとする。
- (ア) 本業務に対する考え方
- (イ) 提案のアピールポイント
- (ウ) 本業務の実施方法、手法等
- (エ) 設定課題に対する解決案または解決手法等
- (オ) 仕様書「4.業務内容」に対する実績
- (カ) 本業務にかかる実施体制・支援体制
- (キ) 提案見積と積算根拠

③ 提出部数

- ・企画提案書・事業見積書（様式5）
PDFデータおよび印刷物7部（正本1部、副本6部）

④ 提出方法

PDFデータは電子メール、印刷物は持参又は郵送とする。

※ 提出先は、本要領9に定める担当部署

⑤ その他

提出後に、提案内容について神戸市から問い合わせることがある。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		配点
企画提案内容	・業務目的および業務内容の理解度 ・業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢 ・効果的な広報の提案 ・設定課題に対する解決手法の適格性、実現性、独創性	50
実現可能性	・業務遂行にあたっての体制 ・プロジェクト推進の柔軟性・妥当性 ・類似業務実績の豊富さ	30
地元企業 の受注機会	・地元企業もしくは準地元企業(本社が市内にないが、支店等 が市内にある企業)であるか	10
見積金額	・提案内容に対して見積金額が適切であるか	10
計		100

(2) 選定方法

- ① 企画提案審査を実施し、評価基準に基づき評価を行う。なお、必要に応じてヒアリングを実施することとし、ヒアリングの方法・日時については別途通知する。
- ② 審査の結果、評価点の最も高い事業者を、受託候補者として選定する。
- ③ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「設定課題に対する解決手法の適格性、実現性、独創性」の項目の点数が高い方を選定する。
- ④ 受託候補者が辞退又は本要領の規定に違反した事等を理由に協議が不調のときは、企画提案審査で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に対し通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 留意事項・条件等

- ① 本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

- ③ いかなる場合も提出された書類の返却はしない。また、提出後の内容の修正及び変更は原則として認めない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ⑤ 選定された事業者は、神戸市の定める委託契約約款に基づき契約手続きを行い、契約を締結する。また、提出された書類に関する内容も契約の範囲とする。
- ⑥ 契約時における業務費用については、見積り額を上回らないこととする。
- ⑦ 契約締結後、応募資格を満たさないことが判明した場合または書類に虚偽の記載等が発覚した場合は、神戸市は何ら催告を要せず契約を解除することができる。なお、これにより事業者が生じた損害について神戸市は一切の責任を負わない。
- ⑧ 公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式6）により、本要領9に定める部署まで届け出ること。

9 提出先・問い合わせ先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル4階

神戸市教育委員会事務局 学校教育部 児童生徒課 担当：魚山

電話：078-984-0724 ※受付時間 平日9:30~12:30、13:30~17:30

メールアドレス：bukatsudo@office.city.kobe.lg.jp